

国 指 定 剣 山 山 系 鳥 獸 保 護 区
剣 山 山 系 特 別 保 護 地 区
指 定 計 画 書
(案)

平成 21 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

剣山山系特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

剣山山系鳥獣保護区のうち、徳島県三好市所在国有林徳島森林管理事務所吉野川森林計画区16林班イ小班、17林班イ小班、18林班イ及びロの各小班、19林班イ小班、23林班に及びイの各小班、24林班イ小班、26林班ろ及びイの各小班、27林班ろ及びイの各小班、29林班は及びイの各小班、30林班は及びイの各小班、31林班は及びイの各小班、32林班イ小班、33林班イ小班、35林班イ小班、36林班イ小班、37林班イ小班、39林班イ小班、40林班イ小班、42林班イ小班、43林班イ小班、44林班は及びイの各小班、45林班は及びイの各小班、46林班は、イ¹からイ⁴までの各小班、47林班ろ、イからハまでの各小班、48林班イ小班、49林班イ小班、50林班イ小班及び120林班の区域、民有林那賀森林計画区那賀町木沢427林班、432林班イ1からイ3までの各小班及び434林班イ1の2小班並びに高知県所在国有林高知中部森林管理署高知森林計画区34林班に及びイの各小班、35林班ほ及びイの各小班、37林班イ小班、55林班イ小班、62林班イ小班、63林班イ及びロの各小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成21年11月1日から平成41年10月31日まで（20年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

剣山山系鳥獣保護区は、四国山地東部の徳島県と高知県の県境に位置し、四国第二の高峰である剣山を中心に、東はにくぶち谷や権田山、西は天狗塚、北は丸笹山や赤帽子山、南は石立山や高ノ瀬峠などの壮年期の急峻な山々と変化に富んだ深い谷からなる標高概ね1,000m以上の四国を代表する自然豊かな地域である。植生的には、ブナを中心とした落葉広葉樹林、その上部にはダケカンバ、コメツガ等が現れる針広混交林、その上部にシコクシラベ等を中心とする亜高山帯植生、さらに稜線部には、ミヤマクマザサを中心としたササ原が発達するなど多様な植生が見られる。このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省作成のレッドリストにおける絶滅危惧ⅠB類のクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサを始めとする多くの猛禽類やゴジュウカラ等90種が確認されている。哺乳類では、環境省作成のレッドリストで絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されているツキノワグマや天然記念物に指定されているカモシカ、ヤマネ等38種が確認されている。

当該鳥獣保護区の中でも、高ノ瀬から白髪山、三嶺を経て天狗峠を結ぶ区域、剣山から丸石を結ぶ区域、一ノ森からにくぶち谷を結ぶ区域、夫婦池を含む丸笹山北西部区域、塔丸東部区域については、ササ原にブナやシコクシラベ等の亜高山帯林が混在しており、クマタカの繁殖行動が確認されるなど猛禽類の重要な生息場所となっている他、ツキノワグマの生息も確認されている。

このように、当該区域は、クマタカ等の猛禽類やツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を含む多様な鳥獣が生息する鳥獣保護区の中核的地区として特に重要な区域であることから、当該区域を大規模生息地の特別保護地区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区に関する指針

管理方針

- 1) 大規模生息地の保護区として、クマタカ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めとし、地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図るため、適切な管理に努める。
- 2) 違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。
- 3) 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発に取り組む。
- 4) 鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、特にクマタカやツキノワグマ等の鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、近年、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物であるソウシチョウの生息が確認されているため、その生息動向を監視する。
- 5) 当該区域は、剣山国定公園の指定区域と重なる部分が多いことから、国定公園の管理との連携協力を図る。
- 6) 当該区域一帯では、ニホンジカが農林業や生態系に被害を及ぼしていることから、関係地方公共団体や関係機関等と連携協力を図り、県が策定する特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正な個体数に誘導する等適切なニホンジカの保護管理に努める。

- 3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 1,200ha (1,189 ha)

内訳

ア 形態別内訳

林 野	1,200ha (1,189 ha)
農耕地	— ha
水 面	— ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

国有地	974ha (975 ha)	保安林	974ha (975ha)
		制限林	974ha (975ha)
林野庁所管	974ha (975ha)	砂防指定地	— ha
国有林	普通林 (975ha)	その他	— ha
文部科学省所管 — ha			

国有林以外の国有地 — ha

都道府県有地	225ha (214ha)
地方公共団体有地	225ha (214ha)
	市町村有地等 — ha
私有地等	— ha
公有水面	— ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全地域特別地区	— ha
自然環境保全法による地域	— ha
	自然環境保全地域普通地区 — ha
	特別保護地区 — ha
自然公園法による地域	1,200ha (剣山国定公園)
	特別地域 1,200ha 普通地域 — ha
文化財保護法による地域	147ha (—ha)

※測量成果の更新により前回指定時より区域に変化はないものの、面積が増加している。

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、徳島県美馬市、三好市、那賀郡那賀町、美馬郡つるぎ町及び高知県香美市に所在し、高ノ瀬から白髪山、三嶺を経て天狗峠を結ぶ区域、剣山から丸石を結ぶ区域、一ノ森からにくぶち谷を結ぶ区域、夫婦池を含む丸笹山北西部区域、塔丸東部区域の五区域に分かれている。

イ 地形、地質等

当該区域は、徳島県鳴門市から吉野川に沿って東西に、さらに愛媛県伊予市にぬける中央構造線の南側にあたる外帯に位置し、壯年期の急峻な山々と変化に富んだ深い谷が見られる標高が概ね1,000m以上の高標高地である。地層は、中央構造線に平行する御荷鉢構造線、仏像構造線によって区切られ、北から緑色片岩類などを中心とする三波川帯、古生代の砂岩、泥岩の互層に蛇紋岩等が局的に見られる秩父累帯及び白亜紀の砂岩、泥岩が見られる四十万帯が見られる。また、土壤は、最も広い範囲において褐色森林土がみられ、三嶺、剣山等の急峻な尾根や急傾斜地では岩屑土が分布し隣接してポドゾル化土壤が見られる。

ウ 植物相の概要

高ノ瀬から白髪山、三嶺を経て天狗峠を結ぶ区域は、渓谷沿いの断崖に大型天然木が林立している。

剣山から丸石を結ぶ区域は、剣山山頂から稜線部のササ原に亜高山帯林が混在している。

一ノ森からにくぶち谷を結ぶ区域は、一ノ森山頂から稜線部のササ原に亜高山帯林が混在している。

夫婦池を含む丸笹山北西部区域は、人工林及び稜線部のササ原に亜高山帯林が混在している。

塔丸東部区域は、塔丸山頂から稜線部のササ原に亜高山帯林が混在している。

なお、ニホンジカの採食によりキレンゲショウマ等の希少植物やカンスグ、スズタケの減少が確認されている。

エ 動物相の概要

当該鳥獣保護区は、鳥類では生態系の頂点に位置するクマタカ等の大型猛禽類が生息しているほか、ゴジュウカラをはじめ、コガラ、ヒガラ、アオゲラ、コゲラ、キビタキ、オオルリ、トラツグミ等32科90種の生息が確認されている。哺乳類では環境省作成のレッドリストで絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されているツキノワグマの生息が四国で唯一確認されているほか、ニホンカモシカ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、キツネ、タヌキ、アナグマ、ヤマネ等16科38種の生息が確認されている。

鳥類については、生態系の頂点に位置するクマタカ、オオタカ、ハイタカ等の猛禽類が生息している他、ゴジュウカラをはじめ、アオゲラ、オオアカゲラ、キビタキ、オオルリ、ヒガラ等多くの種が生息している。

哺乳類については、大型の哺乳類の生息種類数が少なく、絶滅が危惧されているツキノワグマの生息が四国で唯一確認されている。また、ニホンカモシカ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の生息も確認されている。

中型哺乳類は、キツネ、タヌキ、アナグマ等が生息している。小型の哺乳類としては、ヤマネ等の生息が確認されている。

このような鳥獣保護区の中でも特に、高ノ瀬から白髪山、三嶺を経て天狗峠を結ぶ区域、剣山から丸石を結ぶ区域、一ノ森からにくぶち谷を結ぶ区域、夫婦池を含む丸笹山北西部区域、塔丸東部区域では、ササ原にブナやシコクシラベ等の亜高山帯林が混在し、クマタカ等猛禽類の重要な生息場所となっている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域を含む当該鳥獣保護区においては、ニホンジカによるウラジロモミ、ミズキ、ダケカンバ、ナナカマドなどへの樹皮剥ぎ等による被害が発生している。また、周辺地域においても、スギ、ヒノキなどの人工林への被害やユズ、茶、水稻、野菜類などへの被害が増加している。その他、ニホンザルによる野菜類、ユズ等への被害のほか、イノシシによるタケノコ、水稻、穀物類、芋類などの農作物被害が増加してきている。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- | | |
|-------------|----|
| ① 特別保護地区用制札 | 8本 |
| ② 案内板 | 3基 |